

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書 (令和2年度版)(案)について(概要)

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書については、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表しているものです。

年次報告書(令和2年度版)(案)の概要

1 令和2年度における食の安全・安心に関する情勢

(1) 家畜伝染病への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、令和2年11月に香川県で確認されて以降18県52事例の発生がありましたが、県内での発生はありませんでした。一方、豚熱については、令和2年12月の県内1農場を含む5県5事例の発生がありました。

県では、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等家畜伝染病の発生防止のため、県内養鶏農場および養豚農場を重点対象として、飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導、野生いのししによる感染拡大の防止対策等とともに、豚熱の発生を踏まえて、経営支援対策、風評被害対策に取り組みました。

(2) HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応

また、令和3年6月から「HACCPに沿った衛生管理」が義務化されることから、関係団体と連携し、食品等事業者に対して、HACCPの円滑な導入を支援するため、研修会や相談対応等を実施しました。

(3) 県産農林水産物の国際水準認証取得を進める取組

県内の農畜水産業経営体の経営体制を強化し、消費者に安全で安心な農畜水産物が安定的に供給されるよう、国際水準GAPおよび水産エコラベルの認証取得を積極的に推進しました。その結果、国際水準GAPについては、農産物98件、家畜・畜産物12農場で認証が取得されました。また、水産エコラベルについては、10件で認証が取得されました(農業高校及び農業大学校は除く)。

(4) 食品事故等

なお、県内における食中毒は8件(患者数132人)の発生があり、条例に基づく食品の自主回収の報告は13件でした。

2 令和2年度に実施した施策

新型コロナウイルス感染症の拡大が人々の暮らしや事業活動に深刻な影響を及ぼし、食の安全・安心に関わる取組もあらゆる面で影響を受けました。しかしながら、安全・安心な食品等が安定的に供給されるよう、監視指導を実施するとともに、WEBなど多様な方法を活用して消費者や食品関連事業者等に対する情報発信や啓発等を行いました。

基本的方向ごとの主な施策の実施状況、今後の対応については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- 農薬、肥料、飼料、飼料添加物、動物および水産用医薬品の製造事業者、販売事業者、生産者への立入検査や指導等を実施した結果、重大な法令違反はありませんでした。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱など家畜伝染病の発生防止のため、生産者等に対して、飼養衛生管理マニュアルの整備や野生動物の侵入防止柵の設置等、飼養衛生管理基準の遵

守徹底が図られるよう指導等を行った結果、高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんでした。一方、豚熱については、県内すべての飼養豚に対する予防的ワクチン接種等を実施するとともに、野生いのししによる感染拡大を防止するため、経口ワクチンの散布や調査捕獲等に取り組んだものの1農場で発生しました。

- 豚熱による県産豚肉等への風評被害の未然防止を図るため、相談・通報窓口の設置や卸売事業者等に対する豚肉の流通状況のモニタリング調査などを実施しました。
- 食中毒の発生を防止するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食肉等の取扱施設や集団給食施設、観光地の食品関係営業施設等の重点的な監視指導を実施しました。また、令和2年4月から「食品表示法」に基づく新たな食品表示制度が完全施行されたことから、適切な表示が行われるよう監視指導を実施しました。これら食品表示等の監視指導、食品の収去検査、と畜検査、食鳥検査、米の科学的検査および貝毒検査を実施した結果、重大な違反事例はありませんでした。

【今後の対応】

引き続き、生産資材等の生産、流通および使用ならびに食品等の生産から加工・調理・販売が、適正に行われるよう関係機関と連携して監視指導や検査等を実施します。また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱など家畜伝染病の感染防止対策のほか、県産鶏肉および豚肉等の風評被害の未然防止対策に取り組みます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- 「みえのカキ安心システム」や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」など、食品等事業者による食の安全・安心に向けた取組をホームページ等で広く周知しました。
- 豚熱による県産豚肉等への風評被害の未然防止に向け、精肉を取り扱う食品等事業者や教育関係者等に対して、科学的根拠に基づく正確でわかりやすい情報をリーフレット等で提供しました。
- 令和3年6月から「食品衛生法」（平成30年6月13日一部改正）が全面施行され、全ての食品等事業者で「HACCPに沿った衛生管理」を行う必要があるため、県内の各保健所が食品等事業者団体と連携し、食品等事業者に対して、HACCPの導入を支援する説明会を開催しました。
- 食品関連事業者や食品関連事業者団体のコンプライアンス意識向上のため、WEBを活用した研修会のほか、講習会や立入検査等の機会を通じ啓発を行いました。
- 国際水準GAPおよび水産エコラベルの認証取得を推進するため、関係機関が連携して、生産者ごとの取組状況に応じたきめ細かな指導助言等を行った結果、新たに農産物22件で国際水準GAPの認証が、水産物3件で水産エコラベルが取得されました。
- 国際水準GAP等の認証取得の推進と消費者への認知度向上に向け、教育機関や食品関連事業者等と連携しながら、認証取得された農産物を使用した料理のPRイベントを通じ情報発信等に取り組みました。
- みえジビエの品質や衛生管理に関する取組を広く周知するため、メディア等を通じて、「みえジビエフードシステム登録制度」のPRを行いました。

【今後の対応】

引き続き、食品関連事業者が行う自主的な食の安全・安心を確保する取組の県民への周知や、豚熱などによる風評被害を未然に防止するため、正しい知識を食品等事業者に周知します。また、食品関連事業者等の法令への理解やコンプライアンス意識の向上が図ら

れるよう、研修会を効果的かつ効率的に開催します。さらに、県産の農畜水産物に対する消費者の信頼を確保するため、国際水準GAP等の認証取得を推進するとともに、認証取得された農畜水産物の認知度向上に取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- 県民が、豚熱など食の安全・安心に関する正確な知識と理解を深め、適切に食品を選択できるよう、県ホームページに関連情報を掲載するなど情報発信に取り組みました。
- 食育の推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深められるよう、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成することを目的に「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を開催するとともに、各ライフステージにおける適切な食習慣の定着を図るため、野菜摂取やバランスの良い食事、栄養成分表示等の活用を推進しました。
- 消費者自らが食品に対する理解と知識を深め、健康の維持・増進のための食生活を実践できるよう、食品関連事業者団体と連携して、「食の安全・安心研修会」を開催しました。
- 食品の表示や不良食品などに加えて、豚熱について、県民の食の安全・安心に関する不安や疑問にこたえるための相談窓口を設置しました。

【今後の対応】

引き続き、県民が、食の安全・安心に関する正確な知識への理解を深め、適切に食品を選択できるよう、関係団体と連携して、県民の立場に立った情報や学習機会を提供します。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- 食品等事業者を対象とした食品衛生や食品表示に関する講習会・研修会等を通じて、食品衛生責任者、国際水準GAPや有機農業等の認証取得を指導する指導員および三重県農業管理指導士等の人材育成に取り組みました。
- 食に関するリスクコミュニケーションを促進するため、消費者や事業者、行政による意見交換会を開催しました。
- WEBを活用した講習会やアンケート調査等の機会を活用し、食の安全・安心に対する県民意識の把握と県の取組への理解を深めました。
- 食品関連事業者が実施する食の安全・安心確保の取組について、県民に周知するため、高等教育機関と共にその取組状況を調査し、県ホームページ等で情報を発信しました。
- 季節に応じた食中毒の注意情報などを「食の安全・安心ミニ情報」として、団体等の協力を得て広報誌への掲載等により発信しました。

【今後の対応】

引き続き、食品関連事業者等の食の安全・安心確保に関する資質向上や国際認証の取得を推進・支援する人材等を育成するとともに、県民、食品関連事業者および行政が、それぞれの食の安全・安心の取組に対する相互理解を深め、連携・協働していけるよう、コミュニケーションの促進に取り組みます。